

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電力系統の安定化や再生可能エネルギーの導入拡大などに寄与する蓄電池設備の市内での設置等に関して、地域との調和、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全が図られた適正な設置を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定蓄電池設備 電力を一時的に貯蔵し、貯蔵した電力を放出する機能を有する蓄電池及びその附属設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（発電、送電に係るものを除く。）のうち、次のいずれかのものであるものとする。

ア 系統用蓄電池設備 構外から伝送される電力を構内に設置した蓄電池設備により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する設備（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電気的に接続されているものを除く。）

イ 再エネ併設型蓄電池設備 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（令和元年浜松市条例第45号）第2条第5号に規定する特定施設から伝送される電力等を貯蔵し、構外に伝送する蓄電池設備

(2) 特定蓄電事業 次に掲げる事業をいう。

ア 特定蓄電池設備の設置（設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。）に関する事業

イ 特定蓄電池設備の運用管理に関する事業

ウ 特定蓄電池設備の撤去及びその他の特定蓄電池設備の廃止に伴って必要となる措置等に関する事業

(3) 特定蓄電事業者 市内において特定蓄電事業を実施し、又は実施しようとする者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(4) 事業区域 特定蓄電事業の用に供する市内の土地の区域をいう。

(5) 近隣関係者 市内において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 事業区域の境界線に接する土地を所有する者又は当該土地に存する建物の所有者及びこれらについて使用することができる権原を有する者

イ 事業区域の属する自治会等関係者

ウ 特定蓄電池設備の事業区域の境界線から100メートル以内の地域に居住する者及び同地域において事業を営む者

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(特定蓄電事業者の責務)

第4条 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。また、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、近隣関係者の意見を尊重し、近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 特定蓄電事業者は、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態（以下「災害等」という。）により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、近隣関係者に周知しなければならない。

3 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第5条 土地の所有者及びこれについて使用することができる権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、災害等の発生を助長し、又は自然環境若しくは生活環境を著しく害するおそれがある特定蓄電事業者に対し、当該土地を特定蓄電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、特定蓄電事業に起因して災害等が発生し、又は生活環境が悪化しないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業計画の届出)

第6条 特定蓄電事業者は、市内において特定蓄電池設備の設置に関する事業を開始しようとするときは、第7条に規定する近隣関係者への説明等を行う前までに、特定蓄電池設備の設置に関する事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を「特定蓄電事業計画書（様式第1号）」により市長に届け出なければならない。

2 特定蓄電事業者は、前項の規定による届出に係る特定蓄電池設備の設置に関する事業をその完了前に廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「事業計画変更等届（様式第2号）」により市長に届け出なければならない。

3 特定蓄電事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届（様式第2号）」により市長に届け出なければならない。

4 特定蓄電事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した場合には、承継した者は「特定蓄電事業計画書（様式第1号）」により市長に届け出なければならない。ただし、承継前の事業者が第1項に規定する「特定蓄電事業計画書（様式第1

号)」及び第8条第1項に規定する「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第3号）」を届け出ており、かつ工事に着手している場合はこの限りではない。

（近隣関係者への説明等）

第7条 特定蓄電事業者は、第8条に規定する工事着手の届出までに、近隣関係者に対し、前条第1項に規定する「特定蓄電事業計画書（様式第1号）」に記載した説明方法、説明時期等に沿って、事業計画の内容について説明会の開催その他の方法により説明等を行わなければならない。

2 特定蓄電池設備の蓄電池出力又は蓄電池容量の増加を伴う変更を計画している場合は、近隣関係者に対し、説明会の開催その他の方法により説明等を行わなければならない。

3 特定蓄電事業者は、前項の説明等を行うに当たっては、当該事業計画の内容について近隣関係者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。

4 近隣関係者は、第1項又は第2項の規定による説明等を受けたときは、特定蓄電事業者に対して意見を申し出ることができる。

5 特定蓄電事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければならない。

（工事着手の届出）

第8条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとするときは、工事着手の前までに、工事着手の旨及び近隣関係者への説明等の状況等を「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第3号）」により市長に届け出なければならない。

2 特定蓄電事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届（様式第2号）」により市長に届け出なければならない。

3 特定蓄電事業者からその地位を承継した者は、承継した時点において、承継前の事業者によって工事に着手している場合に限り、その旨を「事業計画変更等届（様式第2号）」により市長に届け出なければならない。

4 特定蓄電事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した場合には、承継した者は「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第3号）」により市長に届け出なければならない。ただし、承継前の事業者が届け出ており、かつ工事に着手している場合はこの限りではない。

（設置完了の届出）

第9条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の設置に関する事業が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書（様式第4号）」により市長に届け出なければならない。

(運用開始の届出)

第10条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の運用管理に関する事業を開始しようとするときは、当該特定蓄電池設備の運用管理に関する事業の開始前に、運用管理計画等を「特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書（様式第4号）」により市長に届け出なければならない。

2 特定蓄電事業者は、その地位を承継した場合などを含め、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届（様式第2号）」により市長に届け出なければならない。

(運用終了の届出)

第11条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の運用を終了したときは、当該終了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備運用終了届（様式第5号）」により市長に届け出なければならない。

(設備撤去完了の届出)

第12条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の撤去が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備撤去完了届（様式第6号）」により市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、特定蓄電事業者及び特定蓄電事業者であった者(以下「特定蓄電事業者等」という。)に対し、特定蓄電事業に関する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第14条 市長は、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要があると認めるときは、特定蓄電事業者等に対し、必要な措置をとることを指導し、又は助言することができる。

(勧告)

第15条 市長は、特定蓄電事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定蓄電事業者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第6条又は第8条から第12条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第7条第1項から第3項までの規定による説明等を行わないとき。
- (3) 第13条の規定による報告若しくは提出をせず、又は虚偽の報告若しくは提出をしたとき。
- (4) その特定蓄電事業によって、災害の発生が予測されるとき、又は自然環境若しくは生活環境が著しく害されるおそれがあるとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、ガイドラインで定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 第6条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後に、工事に着手する事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に工事に着手している事業者については、第9条から第15条までの規定を適用する。この場合において、市長は事業者に対して、第6条及び第8条第1項の規定に関する届出の協力を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、既に特定蓄電事業を実施している事業者について、第11条から第15条までの規定を適用する。この場合において、市長は事業者に対して、第6条及び第8条から第10条第1項までの規定に関する届出の協力を求めることができる。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜松市長 あて

住所
名称
代表者氏名
※署名の場合は押印不要
電話

特定蓄電事業計画書

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第 6 条第 1 項に基づき、下記のとおり特定蓄電事業計画書を提出します。

記

（事業者）

事業者名（注 1）	
法人番号（注 2）	
事業者の住所 （注 3）	（〒 - ）
発電事業者の状況 （いずれかに○）	発電事業者 ・ 発電事業者以外

（設備の内容）

発電(蓄電)所名称			
事業実施場所	地番	区町	
	地目		
	面積		
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域 都市計画区域外	市街化調整区域
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地	売買	借地
土地の契約状況 (いずれかに○)	年 月 日 (契約済 ・ 契約手続中) ※契約済の場合は契約日を、今後契約の場合は予定日を記入		
蓄電池出力(注 4)	系統連系出力・ _____ kWh		
蓄電池容量	_____ kWh		
工事スケジュール (予定)	(工事着工) (工事竣工)	年 月 日 から 年 月 日 まで	

運転期間（予定）	（運転開始） （運転終了） 年 月 日 から 年 月 日 まで			
蓄電池	蓄電池種類(リチウムイオン電池/NAS 電池等)			
	製造メーカー			
	型番			
	最大出力	kW		
パワーコンディショナー	製造メーカー			
	型番			
	定格出力	kW		
	設置基数	台		

（説明会等の内容）

近隣関係者との調整 （予定）	説明方法 （いずれかに○）	説明会の開催 その他（ 戸別訪問 ）
	説明時期	
	説明場所	
	説明内容	
	説明対象	説明対象者数 計 人 （ア 隣接者等 人） （イ 自治会関係者 人） （ウ 居住者等 人）

（その他）

発火を防止するための方法	
火災時に周辺への延焼を防止するための方法	
蓄電池設備等から発生する音圧レベル	_____ dB
騒音を防止するための方法	
排水方法 （いずれかに○）	自然浸透 その他

土砂災害等が懸念されるエリアへの該当性（いずれかに○）	土砂災害特別警戒区域　土砂災害警戒区域 砂防指定地　地すべり防止区域　急傾斜地崩壊危険区域 その他（　　）
土砂災害等を防止するための方法	

（連絡先）

連絡先	特定蓄電事業者 （担当者）	所属			
		氏名		電話	
	設計・施工事業者 （担当者）	会社名			
		所属			
	保守点検責任者 （担当者）	氏名		電話	
		会社名			
		所属			
		氏名		電話	

【添付書類】

- ・位置図（発電(蓄電)所計画地の位置及び付近の状況を示す図面）
- ・土地利用平面図（蓄電池、パワーコンディショナー、系統連系柱、入口＜施錠可能な構造とする＞、標識、柵・塀等＜高さを記載＞、緑地の配置を記載）
- ・排水方法の分かる資料（排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可）
- ・災害・騒音を防止する方法が分かる資料（緩和緩衝帯、防音壁、排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可）
- ・周知対象となる範囲を示す図面
- ・履歴事項全部証明書（3か月以内に発行したもの）※写しでも可とする。
- ・電気事業法における発電事業者であることがわかる書類もしくは経済産業省へ「発電事業届出書」を届け出たことがわかる書類（発電事業者に該当する場合）
- ・説明会や戸別訪問での使用する予定の資料

【注意事項】

- ・正副2通を作成し提出すること。（副本はコピーでも可。添付資料は不要。）
- ・副本を農地転用手続き等の添付資料とする場合には必要部数の副本を作成すること。

（注1）法人については、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。提出者と同一の場合は、「提出者と同じ」と記載することも可。

（注2）国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載。

（注3）提出者の住所と同一の場合は、「提出者と同じ」と記載することも可。

（注4）系統連系線との接続地点における特定蓄電池設備の出力。

様式第 2 号（第 6、8、10 条関係）

年 月 日

浜松市長 あて

住所
名称
代表者氏名
※署名の場合は押印不要
電話

事業計画変更等届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第 6 条第 2 項に基づき、下記のとおり事業計画変更等届を提出します。（該当する届出にチェックをしてください。）

- ☐ 特定蓄電事業計画書の廃止「第 6 条第 2 項」
- ☐ 特定蓄電事業計画書の変更「第 6 条第 3 項」
- ☐ 特定蓄電池設備設置工事着手届の変更「第 8 条第 2 項」
- ☐ 特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書の変更「第 10 条第 2 項」

記

発電(蓄電)所名称	
事業実施場所（地番）	区 町

（変更の内容） ※変更がない項目には「なし」と記載して下さい。

項目	変更前	変更後
特定蓄電事業者 （代表者）	住所 名称 代表者氏名 電話	住所 名称 代表者氏名 電話
特定蓄電事業者 （担当者）	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話
設計・施工事業者 （担当者）	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話
保守点検責任者 （担当者）	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話

(廃止の内容)

計画廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

【添付書類】

- ・ 廃止の内容が分かる資料（廃止の場合）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜松市長 あて

住所
名称
代表者氏名
※署名の場合は押印不要
電話

特定蓄電池設備設置工事着手届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第 8 条に基づき、下記のとおり工事着手届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称			
事業実施場所（地番）	区	町	
工事着手予定日	年	月	日
工事完了予定日	年	月	日
一般送配電事業者又は配電事業者への接続供給に関する契約申込の状況	申込日	年	月 日
	受付番号等		
	回答通知日	年	月 日
	通知番号等		

（近隣関係者への説明等の状況）

項目	内容
実施方法 (いずれかに○)	説明会の開催 戸別訪問 その他 ()
最終実施日時	年 月 日
説明実施者	
説明対象者数	説明対象者数 計 人 (ア 隣接者等 人) (イ 自治会関係者 人) (ウ 居住者等 人)
説明者数	説明者数 計 人 (ア 隣接者等 人) (イ 自治会関係者 人) (ウ 居住者等 人)

近隣関係者等からの主な意見・要望	
意見・要望への対応	

【添付資料】

- ・ 工事工程表
- ・ 関係法令の許認可届の写し
- ・ 説明会や個別訪問の議事録
- ・ 説明会や個別訪問の際に頒布した資料

様式第 4 号（第 9、10 条関係）

年 月 日

浜松市長 あて

住所
名称
代表者氏名
※署名の場合は押印不要
電話

特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第 9 条または第 10 条第 1 項に基づき、特定蓄電池設備（設置完了・運用開始）報告書を提出します。（該当する届出にチェックをしてください。）

- ☐ 特定蓄電池設備の設置完了報告「第 9 条」
- ☐ 特定蓄電池設備の運用開始報告「第 10 条第 1 項」

記

（設備の内容）

発電（蓄電）所名称			
事業実施場所	地番	区 町	
	地目		
	面積		
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域 都市計画区域外	市街化調整区域
蓄電池 出力	_____kW (系統連系出力)		
蓄電池 容量	_____kWh		
設置完了日	年 月 日		
運転期間	(運転開始日) 年 月 日 から		
	(運転終了日) 年 月 日 まで		
運用管理計画の内容			
処分費用（見込）	円	処分費用積立額 (予定)	円/年

(連絡先)

連絡先	特定蓄電事業者 (担当者)	所属			
		氏名		電話	
	設計・施工事業者 (担当者)	会 社 名			
		所属			
		氏名		電話	
		保守点検責任者 (担当者)	会 社 名		
	所属				
		氏名		電話	
緊急連絡先 (担当者)		会 社 名			
	所属				
	氏名		電話		

【添付書類】

- ・土地利用計画平面図
- ・現況写真（発電施設、標識（記載内容が判読可能なもの）、柵・塀等が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの）
- ・運用管理の内容が分かる資料（蓄電池設備の運用管理開始報告の場合）

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

浜松市長 あて

住所
名称
代表者氏名
※署名の場合は押印不要
電話

特定蓄電池設備運用終了届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第 1 1 条に基づき、特定蓄電事業終了届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称		
事業実施場所（地番）		区 町
事業地の敷地面積（㎡）		
蓄電池 事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当者（連絡先）	
運転終了日		年 月 日
特定蓄電池設備の撤去完了日（予定）		年 月 日
特定蓄電池設備の概要及び今後の蓄電池設備の撤去計画の内容		
特定蓄電池設備のリサイクル、リユースなどの計画		
跡地利用の計画		

特記事項	
------	--

【添付書類】

- ・ 土地利用平面図
- ・ 特定蓄電池設備の撤去計画の内容が分かる資料

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

浜松市長 あて

住所
名称
代表者氏名
※署名の場合は押印不要
電話

特定蓄電池設備撤去完了届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第 1 2 条に基づき、特定蓄電池設備撤去完了届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称		
事業実施場所（地番）		区 町
事業地の敷地面積（㎡）		
特定蓄電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当者（連絡先）	
特定蓄電池設備の概要		
撤去完了日		年 月 日
特定蓄電池設備のリサイクル、リユースなどの状況		
特記事項		

【添付書類】

- ・ 現況写真（撤去が完了した状況が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの）